

平成22年12月定例会条例案の概要

番号	条例名	主な内容																																																																																																										
85	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>□ 国家公務員の給与改定（一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正）に伴う改正</p> <p>◆ 一般職の期末手当、勤勉手当、給料表の改定及び特定職員の給与に関する特例の導入 <第1条・第2条 武雄市職員の給与に関する条例の一部改正></p> <p>○ 期末手当改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支給月</th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 定 案</th> </tr> <tr> <th>H22. 12～</th> <th>H23. 4～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般職職員</td> <td>6月</td> <td>100分の125</td> <td>100分の125</td> <td>100分の122.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の150</td> <td>100分の135</td> <td>100分の137.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の275</td> <td>100分の260</td> <td>100分の260</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用職員</td> <td>6月</td> <td>100分の 65</td> <td rowspan="2">適用職員なし</td> <td>100分の 65</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の 85</td> <td>100分の 80</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の150</td> <td>—</td> <td>100分の145</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 勤勉手当改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支給月</th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 定 案</th> </tr> <tr> <th>H22. 12～</th> <th>H23. 4～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般職職員</td> <td>6月</td> <td>100分の 70</td> <td>100分の 70</td> <td>100分の 67.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の 70</td> <td>100分の 65</td> <td>100分の 67.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の140</td> <td>100分の135</td> <td>100分の135</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用職員</td> <td>6月</td> <td>100分の 35</td> <td rowspan="2">適用職員なし</td> <td>100分の 32.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の 35</td> <td>100分の 32.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の 70</td> <td>—</td> <td>100分の 65</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 行政職給料表改定</p> <p>○ 特定職員の給与に関する特例 当分の間、55歳を超える6級以上の職員に係る給与（給料月額・期末手当・勤勉手当）の一定率減額（△1.5%）改定</p> <p>◆ 特定任期付職員の給料表及び期末手当の改定 <第3条・第4条 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正></p> <p>○ 給料表改定 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,000</td><td>375,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>425,000</td><td>424,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>478,000</td><td>477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>544,000</td><td>543,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>621,000</td><td>620,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>726,000</td><td>724,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>850,000</td><td>848,000</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 期末手当改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 定 案</th> </tr> <tr> <th>H22. 12～</th> <th>H23. 4～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の145</td> <td>100分の145</td> <td>100分の140</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の165</td> <td>100分の150</td> <td>100分の155</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100分の310</td> <td>100分の295</td> <td>100分の295</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月	現 行	改 定 案		H22. 12～	H23. 4～	一般職職員	6月	100分の125	100分の125	100分の122.5	12月	100分の150	100分の135	100分の137.5	計	100分の275	100分の260	100分の260	再任用職員	6月	100分の 65	適用職員なし	100分の 65	12月	100分の 85	100分の 80	計	100分の150	—	100分の145	区分	支給月	現 行	改 定 案		H22. 12～	H23. 4～	一般職職員	6月	100分の 70	100分の 70	100分の 67.5	12月	100分の 70	100分の 65	100分の 67.5	計	100分の140	100分の135	100分の135	再任用職員	6月	100分の 35	適用職員なし	100分の 32.5	12月	100分の 35	100分の 32.5	計	100分の 70	—	100分の 65	号給	現 行	改定案	1	376,000	375,000	2	425,000	424,000	3	478,000	477,000	4	544,000	543,000	5	621,000	620,000	6	726,000	724,000	7	850,000	848,000	支給月	現 行	改 定 案		H22. 12～	H23. 4～	6月	100分の145	100分の145	100分の140	12月	100分の165	100分の150	100分の155	計	100分の310	100分の295	100分の295
区分	支給月	現 行				改 定 案																																																																																																						
			H22. 12～	H23. 4～																																																																																																								
一般職職員	6月	100分の125	100分の125	100分の122.5																																																																																																								
	12月	100分の150	100分の135	100分の137.5																																																																																																								
	計	100分の275	100分の260	100分の260																																																																																																								
再任用職員	6月	100分の 65	適用職員なし	100分の 65																																																																																																								
	12月	100分の 85		100分の 80																																																																																																								
	計	100分の150	—	100分の145																																																																																																								
区分	支給月	現 行	改 定 案																																																																																																									
			H22. 12～	H23. 4～																																																																																																								
一般職職員	6月	100分の 70	100分の 70	100分の 67.5																																																																																																								
	12月	100分の 70	100分の 65	100分の 67.5																																																																																																								
	計	100分の140	100分の135	100分の135																																																																																																								
再任用職員	6月	100分の 35	適用職員なし	100分の 32.5																																																																																																								
	12月	100分の 35		100分の 32.5																																																																																																								
	計	100分の 70	—	100分の 65																																																																																																								
号給	現 行	改定案																																																																																																										
1	376,000	375,000																																																																																																										
2	425,000	424,000																																																																																																										
3	478,000	477,000																																																																																																										
4	544,000	543,000																																																																																																										
5	621,000	620,000																																																																																																										
6	726,000	724,000																																																																																																										
7	850,000	848,000																																																																																																										
支給月	現 行	改 定 案																																																																																																										
		H22. 12～	H23. 4～																																																																																																									
6月	100分の145	100分の145	100分の140																																																																																																									
12月	100分の165	100分の150	100分の155																																																																																																									
計	100分の310	100分の295	100分の295																																																																																																									

		<p>◆ 平成18年給料切替えに伴う現給補償額の改定 <第5条 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正> 平成21年減額改定対象者（現給補償対象職員） → 平成18年切替前給料月額\times99.59%を乗じた額まで補償 * 特定職員にあつては、上記補償額に98.5%を乗じた額を補償</p> <p><附則関係> ・附則第2条 平成22年減額改定対象職員（給料月額減額対象職員）に対する期末手当特例措置 平成22年12月期末手当から次の額を控除 ① 4月給与（給料、管理職手当、扶養手当、住居手当）に100分の0.28を乗じた額に、4月から11月までの月数を乗じた額 ② 平成22年6月支給の期末勤勉手当の額に100分の0.28を乗じた額</p> <p>・附則第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え 適用期日 平成22年12月1日から</p> <p>・附則第4条 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 特定職員特例措置の適用を受ける介護休暇職員に関する読替え</p> <p>・附則第5条 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 特定職員特例措置の適用を受ける育児短時間勤務職員等に関する読替え</p> <p>《施行日 平成22年12月1日 （平成23年度以降適用分 平成23年4月1日）》</p>
--	--	--

86	<p>武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>□ 国家公務員の給与改定（一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正）に伴う改正</p> <p>◆ 期末手当改定</p> <table border="1" data-bbox="459 1205 1453 1529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">支給月</th> <th rowspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 定 案</th> </tr> <tr> <th>H22.12~</th> <th>H23.4~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市議会議員</td> <td>6月</td> <td>100分の145</td> <td>100分の145</td> <td>100分の140</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>12月</td> <td>100分の165</td> <td>100分の150</td> <td>100分の155</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>計</td> <td>100分の310</td> <td>100分の295</td> <td>100分の295</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正条例 第1条・第2条 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条・第4条 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 第5条・第6条 武雄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 附則第2項～第4項 平成22年12月支給の期末手当の特例措置</p> <p>《 施行日 平成22年12月1日 （平成23年度以降適用分 平成23年4月1日 ） 》</p>	区分	支給月	現 行	改 定 案		H22.12~	H23.4~	市議会議員	6月	100分の145	100分の145	100分の140	特別職	12月	100分の165	100分の150	100分の155	教育長	計	100分の310	100分の295	100分の295
区分	支給月	現 行				改 定 案																		
			H22.12~	H23.4~																				
市議会議員	6月	100分の145	100分の145	100分の140																				
特別職	12月	100分の165	100分の150	100分の155																				
教育長	計	100分の310	100分の295	100分の295																				